

## 自主的な消費機器保安の取組状況

都市ガス 2020.09

分類	項目	取組の概要
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全と安心を優先し、安定的に都市ガス（旧 簡易ガス地区についてはLPガス）を供給することを使命として、お客様の保安水準の維持向上に資するマネジメント体制を整備し、日々保安の確保に努めております。</li> </ul>
	(2) 保安管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に定められた消費機器調査に加えて、お客様保安の向上のため自主的な取り組みを推進する保安管理体制を整備しています。</li> </ul>
	(3) 保安教育・訓練の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修教育施設において、保安業務従事者に対する計画的な教育及び訓練を実施し、保安業務のスキルアップに努めています。また、震災の教訓を糧とし、大規模地震などの災害時にも迅速かつ的確な対応がとれるよう実践的な訓練を定期的実施しています。</li> </ul>
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)	
	①非安全型機器の撲滅に向けた取替促進に係る取組 【家庭用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全装置が装備されていない小型湯沸器、CF式ガス機器、金網ストーブなどの非安全型ガス機器をお持ちのお客様に対し、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会における安全周知冊子を用いたご案内に加え、1年に1回以上の頻度で危険発生の防止を目的とした安全使用周知チラシを配布し、安全性の高いガス機器への取替をお勧めしています。</li> </ul>
	②消費機器調査時の換気励行等の安全使用に係る取組 【家庭用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス機器使用時の換気の必要性などを記載した注意喚起を促す安全周知チラシを1年に1回以上すべてのお客様に配布するとともに、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会においても安全周知冊子をお配りし、安全な使用方法についてご説明しています。</li> </ul>
	③消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組 【業務用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務用でガス機器をご使用のお客様へ、1年に1回以上の頻度で安全使用周知チラシを配布するとともに、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会に消費機器及び給排気設備のメンテナンスや換気の必要性について説明し、CO中毒事故防止のための換気ステッカーをガス機器等に貼付して注意喚起を行っております。</li> </ul>
	④業務用換気警報器の設置促進の取組 【業務用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務用でガス機器をご使用のお客様へ、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会に業務用換気警報器の設置をお勧めしています。</li> </ul>
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)	
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス機器の正しい操作方法や安全な使用方法等について、全てのお客様に1年に1回以上の頻度で危険発生の防止を目的とした安全使用周知チラシをお配りするとともに、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会に安全周知冊子をお配りし、安全な使用方法について説明しています。</li> </ul>
	②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス栓やガス機器の正しい接続方法についてご理解いただけるよう、全てのお客様に1年に1回以上の頻度で安全使用周知チラシをお配りするとともに、ガスの使用開始時及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会に安全周知冊子をお配りし、安全な使用方法について説明しています。</li> </ul>
	③ガス警報器の設置促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回以上の頻度で安全周知チラシをお配りするとともに、ガスの使用開始時期及び4年に1回以上の頻度で行う定期ガス設備点検の対面機会にガス警報器の設置をお勧めし、普及促進に努めています。</li> </ul>
	3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動